部長及び参事官　　免許発第144号
殿　　令和８年６月22日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

特定在留カード等の運用開始に伴うマイナ免許証の運用上の留意事項等について（通達乙）

令和６年６月に公布された出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第59号。以下「改正法」という。）において、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３の規定により交付された在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条の規定により交付された特別永住者証明書をいう。）とマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の一体化に関する規定が設けられ、改正法附則第７条においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）の関係規定の改正が規定されたところである。これらの規定が本年６月14日から運用開始となり、これに伴うマイナ免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）の運用上の留意事項等については別紙のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別紙

（凡例）

改　正　法	：	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第59号）
改正入管法	：	改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
改正入管特例法	：	改正法による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）
改正入管法等	：	改正入管法又は改正入管特例法
番号利用法	：	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
改正番号利用法	：	改正法による改正後の番号利用法
道　交　法	：	道路交通法（昭和35年法律第105号）
改正道交法	：	改正法による改正後の道交法
在留カード	：	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３の規定により交付された在留カード
特別永住者証明書	：	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条の規定により交付された特別永住者証明書
在留カード等	：	在留カード又は特別永住者証明書
マイナンバーカード	：	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード
マイナ免許証	：	道交法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カード
特定免許情報	：	道交法第95条の２第２項に規定する特定免許情報
特定在留カード	：	改正入管法第19条の15の２の規定及び改正番号利用法第18条の５の規定に定める手続によりマイナンバーカードとしての機能を付加するための措置を講じられた在留カード
特定特別永住者証明書	：	改正入管特例法第16条の２の規定及び改正番号利用法第18条の５の規定に定める手続によりマイナンバーカードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書
特定在留カード等	：	特定在留カード又は特定特別永住者証明書
入管庁長官	：	出入国在留管理庁長官

1　改正法と道交法の関係

特定在留カード等は、改正入管特例法等の規定により、入管庁長官が交付するものであり、マイナンバーカードとしての機能を有する在留カード等であるという位置付けであるところ、改正番号利用法第18条の５第９項の規定により、同法（第17条第６項から第９項まで及び第13項並びに第18条の５第８項を除く。）の規定及び当該規定に基づく命令の規定並びにマイナンバーカードの利用に関する他の法令（第18条の規定に基づく条例を含む。）の規定の適用については、第17条第１項の規定により交付されたマイナンバーカードとみなすこととされており、道交法を含む他の法令においてマイナンバーカードの利用について定めている規定が特定在留カード等についても適用されることとなる。

2　改正道交法の内容

(1)　マイナンバーカードの失効関係

道交法第95条の２第３項第２号及び第９項は、番号利用法第17条第10項の規定によるマイナンバーカードの失効のみが規定されているところ、マイナンバーカードの失効事由として、改正番号利用法により新設されたマイナンバーカードの失効事由（改正番号利用法第18条の５第８項）、特定在留カード等の失効事由に該当した場合（改正番号利用法第18条の５第10項）が追加されたことに伴い、マイナンバーカードの失効について包括的に規定する形式の規定に改めた（改正道交法第95条の２第３項第２号及び第９項）。

(2)　マイナンバーカードの返納関係

道交法第106条の４第１項は、免許情報記録の抹消等に係る規定であり、同条第１項ただし書きにおいてマイナ免許証を番号利用法第17条第８項に規定する住所地市町村長（マイナンバーカードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長）に返納した場合は、その抹消を受ける必要がないことを定めているところ、改正番号利用法により、マイナンバーカードの交付を受けている者が特定在留カード等の交付を受けようとする場合には、改正番号利用法第18条の５第３項に規定する住所地市町村長（特定在留カード等の交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長）にマイナンバーカードを返納することとされた（改正番号利用法第18条の５第８項）ことに伴い、市町村の長に返納する場合について包括的に規定する形式の規定に改めた（改正道交法第106条の４第１項）。

また、特定在留カード等は入管庁長官へ返納されるものであるところ、特定免許情報が記録された特定在留カード等が入管庁長官に返納された場合は、マイナ免許証を住所地市町村長に返納した場合と同様に免許情報記録の

抹消を受ける必要がないことを定めた。

3　マイナ免許証の運用に係る留意事項

(1)　特定在留カード等と運転免許証の一体化について

前記１のとおり、道交法におけるマイナンバーカードに関する規定は、特定在留カード等をマイナンバーカードとみなして適用されることとなるため、特定在留カード等を保有する者に係るマイナ免許証等の運用については、通常のマイナンバーカードを保有する者に係るマイナ免許証等の運用と同様とすること。

(2)　住所変更ワンストップサービス等について

マイナ免許証のみを有する者が、住所変更ワンストップサービス等を利用している場合、この者が特定在留カード等に切り替えたとしても、改めて手続を行うことなく、引き続き、同サービスを利用することができる。

(3)　マイナ免許証等継続利用等について

マイナ免許証等継続利用については、個人番号カードオンライン申請サイトにおいて手続を行うこととしているところ、特定在留カード等の交付の申請は、地方出入国在留管理局又は市区町村窓口で行うこととなるため、マイナ免許証等となっている特定在留カード等を保有する者が特定在留カード等の更新等により、新たな特定在留カード等の交付を受けた場合において、引き続きマイナ免許証等の利用を希望するときには、運転免許センター等において特定免許情報の記録を受ける必要がある。これは、マイナ免許証等保有者が特定在留カード等への切替えを行った場合も同様となる。

なお、新たな特定在留カード等に免許情報を記録する際には、手数料徴収の対象となる。

4　在留カード等の提示を求める免許関係手続の運用に係る留意事項

特定在留カード等については、改正入管法等において、「個人番号カードとしての機能を付与するための措置が講じられた在留カード等」と規定されていることから、その法的性質は在留カード等と何ら異なるものではないため、免許証の更新等免許関係手続に際して、特定在留カード等の提示を受けた場合には、従来の在留カード等と同様に取り扱うこと。